

厚木市客引き行為等防止条例の一部改正方針について

1 条例改正の趣旨

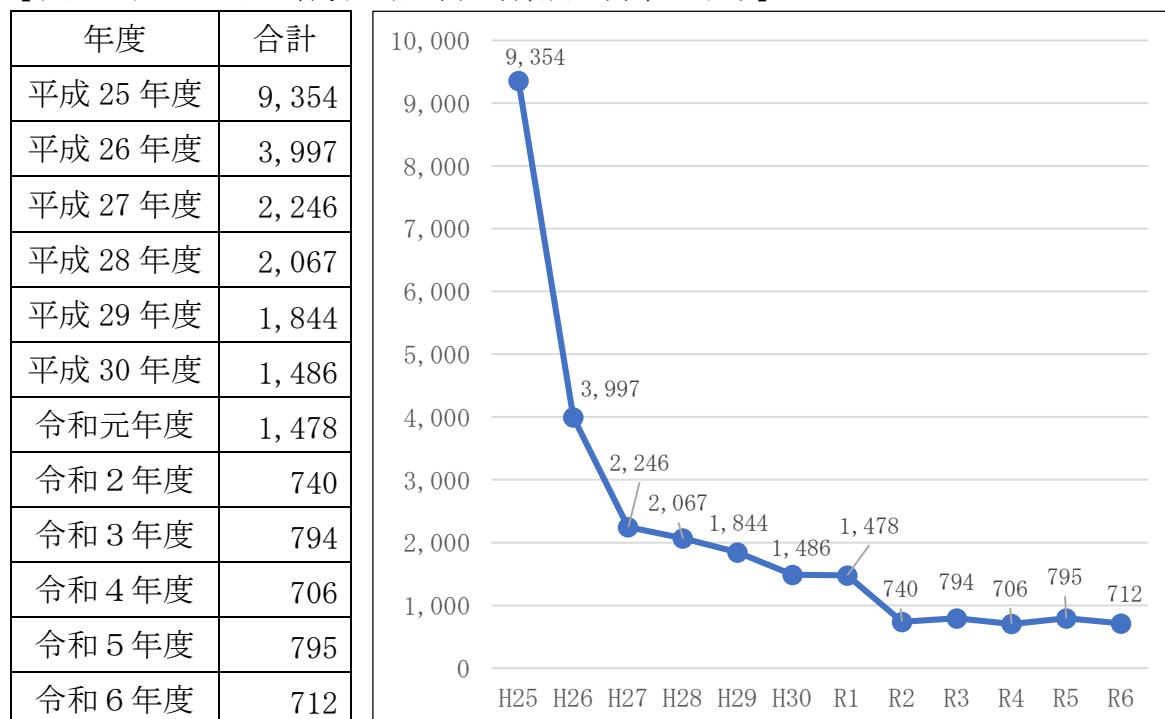
平成 26 年 4 月 1 日に施行した厚木市客引き行為等防止条例（以下「現行条例」という。）は、指定するキャバクラ、性風俗店等の業種（以下「指定営業」という。）に係る客引き行為、その従業員となるよう勧誘するスカウト行為などの行為（以下「客引き行為等」という。）を規制し、また、それらの行為を繰り返す違反者及び事業者には行政罰を設けており、客引き行為等指導員による警戒・指導を積極的に推進することにより、一定の成果を挙げてきました。

一方、近年、指定営業に含まれていない居酒屋、カラオケ店などの業種の従業員が主に本厚木駅北口付近や一番街において客引き行為等を活発に行うようになり、それについて市民の方から「毎回声を掛けられて迷惑している。」「通行の邪魔だし、怖い。」「取り締まって、排除してほしい。」といった要望・苦情が数多く届くようになりました。

現行条例の規制では、指定営業以外の業種による客引き行為等は、拒絶の意思を示している通行人に対して執ように進路に立ちふさがるなどの行為をした場合でなければ取り締まることができず、市民からの声を基に口頭注意を与えてはいるものの、根本的な解決を図るに至っていないのが実情です。

そこで、市民の皆様が安心して歩ける本厚木駅周辺の環境を実現するため、現行条例の一部改正を行うものです。

【特定地区における客引き行為者等集計（単位：人）】



※ 客引き行為等指導員が午後 5 時、午後 8 時及び午後 10 時の定刻に現認した客引き行為者等の延べ人数

2 市民アンケート結果

令和7年2月に無作為アンケート（有効回答 1,358 件）を実施した結果は次のとおりとなり、市民の多くが居酒屋等の客引き行為等について「好ましくない」という印象を持ち、また、それらの行為を「条例で規制する必要がある」と認識していることが分かります。

居酒屋、カラオケ、ガールズバー等の客引き行為等についてどのような印象を持っていますか。	
「好ましい」又は 「どちらかという和好ましい」	「どちらかという和好ましくない」 又は「好ましくない」
19 件（約 1.4%）	1,233 件（約 90.8%）
居酒屋、カラオケ、ガールズバー等の客引き行為等を規制する必要があると思いますか。	
「規制する必要があると思う」又は 「どちらかという規制する必要があると思う」	「どちらかという規制する必要はないと思う」又は 「規制する必要はないと思う」
1,219 件（約 89.8%）	51 件（約 3.8%）

なお、一般的に 20 万の母集団（令和7年2月1日時点における厚木市推定人口は 223,212 人）では 1,525 件の標本があれば 95% 程度、633 件の標本があれば 90% 程度の信頼度があるとされているところ、本アンケートの回答数は 1,300 件を超えているため、十分信頼に値する調査結果といえます。

3 条例改正の概要

(1) 規制対象業種の拡大

市民アンケート結果に基づき、市民の皆様に不安を与えているものの、現行条例では指定営業に含まれていなかった次の業種を、規制の対象に加えます。

ア 居酒屋、ガールズバーなど客に酒類を提供して営む店舗（営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店」という。）

イ カラオケ店、カラオケボックスなど

(2) 客引き行為等を用いた営業の禁止

事業者に対して客引き行為等を受けた者を客として店舗に立ち入らせることを禁止することで、従業員以外のいわゆるフリーの客引き行為者に客引き行為等を委託した場合でも事業者を指導することができるようにします。

指導をされたにもかかわらず違反する行為を繰り返す事業者には、過料を適用します。

(3) 指導時における立入調査権限の付与

指導時における質問等の権限については、既に現行条例で規定されていますが、これに加え、指導員に、当該違反行為に関係のある事業者の店舗等に立ち入って雇用や業務委託等に関する書類等を調査（以下「立入調査」という。）する権限を与えます。

質問に答えなかったり、指導員による立入調査を拒んだりした場合には過料を適用し、条例の実効性を確保します。

4 他自治体の規制

(1) 全国の自治体

多くの都道府県が客引き行為等を含む迷惑行為を規制する条例を設けています。

また、市区町村では、49 市区が客引き行為等を規制する特化条例を制定しており、その約半数が客引き行為等を用いた営業の禁止や立入調査権限を規定しています。

(2) 神奈川県内

ア 県

神奈川県迷惑行為防止条例では、主に接待飲食等営業や性風俗関連特殊営業に関する客引き行為等を規制しています。また、令和 6 年 12 月に一部改正がなされ、令和 7 年 5 月 1 日から酒類提供飲食店及びカラオケ店の客引き行為等が規制対象に追加されました。

イ 市区町村

厚木市のほか、川崎市、大和市及び海老名市で客引き行為等を規制する特化条例が制定されています。川崎市では業種を問わず、海老名市では酒類提供飲食店及びカラオケ店による客引き行為等を規制しています。

5 条例改正により期待される効果

市民アンケートで要望が多かった酒類提供飲食店による客引き行為等を規制対象に加え、指導員の調査権限を拡充することで、これまで以上に、客引き行為者と事業者の双方に対して規定の遵守を促す指導を強力に推進し、市民の皆様が安心して安全に本厚木駅周辺を利用、通行できる環境の実現に寄与します。

6 営業の自由との関係

営業の自由は、憲法第 22 条第 1 項により保障されている権利であると考えられていますが、同項には公共の福祉に反しない限りと規定されており、無制限に認められたものではありません。

本改正は、

- (1) 市民アンケート結果のとおり、客引き行為等が市民の皆様に恐怖感や不快感を与えていること〔規制の必要性〕
- (2) 規制対象を、風俗営業、酒類提供飲食店、カラオケ店等に限定していること〔規制業種の制限〕
- (3) 不利益処分（勧告、過料）の対象を、客引き行為等防止特定地区（告示により本厚木駅周辺を指定。）で行われた客引き行為等に限定していること〔規制場所の制限〕
- (4) 客引き行為等を行うことなく適正に営業している事業者の存在〔営業の公平性〕

などから、十分に妥当性があると認められます。

また、本厚木駅周辺の商店街組合員との意見交換会では、適正・妥当な客引き行為等に係る規制について肯定的な意見を多く得ています。

7 条例改正スケジュール

令和7年度								令和8年度	
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～3月	4月
経営戦略調整会議 (条例改正方針)	条例改正の骨子案の作成	意見交換会	経営戦略調整会議 (骨子の策定及びパブリックコメントの実施)	パブリックコメント	経営戦略調整会議 (パブリックコメントの実施結果及び条例案)	例規審査会（下旬）	議案準備	市議会12月定例会議提案	条例施行準備（周知等） 条例施行（4／1）